

県営自動車駐車場交通誘導業務委託 委託事業者募集要領

1. 目的

この要領は、「県営自動車駐車場交通誘導業務」を委託する事業者を選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定める。

2. 一般事項

(1) 委託業務名

県営自動車駐車場交通誘導業務委託

(2) 事業目的

登大路自動車駐車場は、観光シーズンにおいて多数の観光客が利用することから、混雑時には入庫待ち車両が国道等へはみ出し、周辺交通に支障を来すおそれがある。

特に、春季・秋季の観光シーズン、ゴールデンウィーク、なら燈花会、年末年始、若草山焼き、修二会等の期間においては、年間を通じて継続的かつ質の高い警備体制が求められる。

本業務は、これらの状況を踏まえ、登大路自動車駐車場における車両及び歩行者の安全確保並びに周辺道路の円滑な交通の確保を目的として、適切な交通誘導業務を実施するものである。

(3) 委託内容

「県営自動車駐車場交通誘導業務委託 仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料上限額

8, 244, 500円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 企画提案書提出について

公募型により実施する。

参加者の企画力や具体的な事業実施に関する実行力等を「提案」を通して評価し、受託業者を選定する。事業の実施にあたっては、発注者と協議の上、実施すること。

(7) 担当部署

〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町543

奈良県 産業部 観光局

3. 委託業務の内容

別紙仕様書を参照。

4. 提案者の資格

本件委託業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていない者であること。
- (9) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目 Q 1（建物管理）小分類⑩警備・受付等を主業種とし、警備部門の従業員数が 20 名以上有する者として登録していること。また、本店、支店、又は営業所等の所在地が奈良市内に登録されていること。
- (10) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による公安委員会の認定を受け

ていること。

- (11) 上記(9)の事業所において警備業法第2条第1項第2号の業務に係わる警備員指導教育責任者を選任していること。
- (12) 警備業法第23条第5項において読み替えて準用する同法第22条第4項第1号及び第2号の警備員検定合格証明書の不交付事項に該当しない者かつ心身共に健康で体力的に頑強で機敏な行動が可能な者を警備員として配置できること。
- (13) 配置する警備員のうち1名は、交通誘導警備業務検定の2級以上の資格を有する者を警備責任者として選任できること。
- (14) 過去5年間（令和3年2月1日～令和8年1月31日に履行完了していること）に、同種同規模の駐車場警備業務に係る受注実績（元請けに限る）を有していること。同種同規模とは、駐車場（公営・民営は問わない。）で、駐車台数200台以上をいう。

5. スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年2月19日（木）
公募内容等に関する質問締切	令和8年2月27日（金）15時まで
質問への回答	令和8年3月3日（火）16時まで（予定）
参加意向申出書の提出期限	令和8年3月4日（水）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年3月6日（金）17時まで
選定結果の通知	書類審査後、速やかに

6. 資料の配布について

公告、募集要領、仕様書等については、令和8年2月19日（木）から3月6日（金）午後5時までの間に、奈良県産業部観光局奈良公園事務所ホームページ（<https://www.pref.nara.jp/1713.htm>）に掲載する。

7. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月27日（金）午後3時まで

(2) 質問方法

質問書（様式6）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAXにて送付すること。

（電話連絡がなかったために、当方が受領を確認できなかった場合は、奈良公園事務所は一切の責任を負わない。）

(3) 提出場所

2. 一般事項 (7)担当部署 に同じ

(4) 質問内容に対する回答

上記の受付期間内に受理した質問内容を全てまとめ、令和8年3月3日（火）午後4時まで（予定）に回答を奈良公園事務所ホームページに掲載する。

8. 参加意向申出書の提出

(1) 提出期間

令和8年3月4日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

2. 一般事項（7）担当部署 に同じ。

(3) 提出書類 各1部（A4サイズ）

ア 参加意向申出書（様式1）

ただし、参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書を提出した者は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出しなければならない。

イ 参加資格調書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

(4) 提出方法

持参又は郵送によることとする。持参の場合は、事前に上記2.（7）に連絡のうえ、来所すること。郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法により、提出期限必着とする。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年3月6日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

2. 一般事項（7）担当部署 に同じ。

(3) 提出書類

1) 提案書（様式4）

ただし、添付資料は様式自由、A4用紙片面10枚程度 6部（原本1部、コピー5部）（文字は10.5ポイント以上とする。）

提案内容は次表「業務の提案事項」を踏まえて作成すること。

なお、原本以外の提案書について、「参加会社名」は記載しないこと。

業務の提案事項	
1. 実施方針	・ 業務目的、仕様を理解し、業務の目的を達成する上で有効な提案。
2. 実施計画	・ 委託期間内に各業務の内容を達成できる計画。
3. 実施体制	・ 本業務に合致し、充実した人員体制。 ・ 緊急時に対応した人員体制。 ・ 周辺駐車場等へのスムーズな誘導體制。
4. 安全対策	・ 事故防止への適切な対策。

5. 評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・登大路自動車駐車場の満車時における周辺道路渋滞時の対応方法。 ・観光シーズンにおける、より良い登大路自動車駐車場の運営方法。 ・接客トラブルを起こさないための、現状での取り組み方法。
----------	--

提案にあたり留意する事項は次のとおり。

〈実施方針について〉

- ・業務目的及び仕様の内容をよく理解し、業務の目的を達成するうえで有効な内容を提案すること。

〈実施計画について〉

- ・実施期間内に各業務の内容を偏りなく実行できる内容を提案すること。

〈実施体制について〉

- ・実施体制が本業務に合致し、充実かつ多様な人員体制とすること。
責任者及びスタッフ名を明記し、各人の過去の業務実績、業務上の資格等を記載すること。
- ・スタッフの人数、配置計画が適正であること。
- ・病欠など当日の急な欠勤者が発生した時や県からの急な指示があった時の対応や連絡体制について提案すること。
- ・駐車場が満車となった場合、他の駐車場へスムーズに誘導できる体制とすること。

〈安全対策について〉

- ・事故防止への対策について提案すること。

〈評価テーマについて〉

- ・登大路自動車駐車場の満車時における周辺道路渋滞時における対応方法について提案をすること。
- ・観光シーズンにおける、より良い登大路自動車駐車場の運営方法について提案すること。
- ・接客トラブルを起こさないための、現状での取り組み方法について提案すること。

2) 業務実績（様式自由）

業務実績について具体的に記載すること。

3) 見積書（様式自由） 1部

費用は契約の参考とする。

4) 概要書 1部

会社名、所在地、代表者、設立年月日、主な業務内容等の記載されたもの（リーフレット等）を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によることとする。持参の場合は、事前に上記2.(7)に連絡のうえ、

来所すること。郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法により、提出期限必着とする。

10. 企画提案書の取り扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、県は(2)のただし書きの場合において、提案書等を無償で使用する権利を持つものとする。
- (2) 提案書等は、本業務委託業者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託業者として特定を行うために必要な範囲において、又は、公開等の際に複製を作成することがある。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。

11. 企画提案書の特定方法及び結果の発表について

(1) 提案書の特定方法

県が設置したプロポーザル技術審査委員会が評価を行う。

(2) 提案書を特定するための審査基準

(1)の審査委員会は、提案事項に対し以下の視点をもって評価を行い、最も評価の高い一事業者を最優秀提案者として特定する。また、応募者が1者のみの場合等については、審査委員会において選定に足りうる提案か審査するものとする。ただし、総得点が一定基準（60点）に満たない場合は、受託業者としない。また、提案上限額を超えている場合は事業者として選定しない。なお、審査は非公開とする。

提案事項	審査の視点	配点
実施方針	・業務の目的、仕様を理解し、業務の目的を達成する上で有効な提案であるか。	10点
実施計画	・委託期間内に各業務の内容を偏りなく実行できる計画が提案されているか。	10点
実施体制	ア ・本業務に合致し、充実かつ多様な人身体制とするなどの提案がされているか。 ・スタッフの人数、配置計画が適正であるか。	10点
	イ ・緊急時に対応した人身体制となっているか。	10点
	ウ ・満車となった場合、他の駐車場へスムーズに誘導できる体制となっているか。	10点
安全対策	・事故リスクの具体的な想定とその防止への対策について、適切に提案がされているか。	10点
評価テーマ	ア ・登大路自動車駐車場満車時に発生する周辺道路の渋滞につき、その緩和や苦情防止の対策が提案されているか。	10点
	イ 観光目的の車で満車になりがちな時期に、県庁利用者用としての性格も勘案したより良い駐車場運営について提案する内容があるか。	10点
	ウ ・接客トラブルを起こさないために、現在の社会や奈良公園の状況をふまえて、特に自主的に提案する内容があるか。	10点
業務実績及び信頼性	・業務実績が同種同規模の実績として妥当であるか。 ・提案内容について、遂行能力に信頼性があるか。	10点
計		100点

(3) 審査結果について

審査結果は、全提案者に通知する。

11. (2)により特定された提案者に対して、県は特定通知書により通知するとともに、特定されなかった提案者に対して、非特定通知書により通知する。

(4)非特定理由の説明申請

11. (2)の審査の結果、非特定通知書を受けた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。説明を望む提案者は、非特定通知書の通知日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、県へ書面により提出しなければならない（必着）。

県は、この書面の提出があった場合は、非特定理由説明書により提案者に回答するものとする。

12. 契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき業務委託契約を締結する。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書の提出を要する。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととする。

また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア 役員等（個人にあつてはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員であるとき。

イ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結しているとき。

キ 本契約に係る再委託契約等にあたって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して当該契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わないとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13. 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 最優秀提案者の役員等（個人にあってはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 上記(2)～(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る再委託契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

14. 契約の解除

契約締結後、契約者について13の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、13の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大な過失がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

15. 留意事項

- (1) 募集要領の承諾

参加申込者は、参加意向申出書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 一括再委託の禁止について

特定された委託業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることは出来ない。

(3) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。

なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しない。

(4) 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替、追加、及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

(5) 提案書にかかる費用負担

提案書の作成、提出等に要する費用は、各参加者の負担とする。

(6) 提案者の失格

参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

①「4. 提案者の資格」に定めた資格が備わっていないとき。

②複数の提案書を提出したとき。

③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

④提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。

⑥その他不正な行為があったとき。

(7) 入札参加停止措置の取扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続き期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

(8) 提案の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに「2 (7) 担当部署」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出をすること。

(9) 知的所有権の帰属

この委託業務の履行の過程で得られた資料、図表等の著作権その他の一切の知的所有権は県に属するものとする。

(10) 募集及び契約の中止について

この事業の募集及び契約については、令和8年度予算の不成立等、県の都合により中止することがある。この場合、県は損害賠償義務を負わないものとする。

(11) 進捗状況の報告及び協議

委託業務の履行の際には、1ヶ月ごとに業務の進捗状況を奈良県へ報告し、業務

上で県の判断が必要な場合は随時協議の上進めるものとする。

(12) その他

その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令並びに奈良県が制定する関係条例その他規則等に従うものとする。